

川俣方部衛生処理組合公告 第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び川俣町財務規則（昭和61年規則第1号）第112条の規定並びに川俣町建設工事等に係る条件付一般競争入札実施要綱（令和4年告示第4号）に準じて、次のとおり公告する。

令和7年7月1日

川俣方部衛生処理組合管理者 藤原一二

入札公告（点検整備）

1	契約方法	条件付一般競争入札
2	工事等番号	第12号
3	工事名	夾雑物除去装置点検整備工事
4	工事場所	福島県伊達郡川俣町飯坂字下戸山9-4 川俣方部衛生処理組合 処理棟
5	工事種別	機器の点検整備
6	工事概要	消耗部品の交換 機器の分解点検、清掃、塗装 スクリーシャフト肉盛加工 試運転調整
7	工期	契約締結日～令和8年3月25日
8	入札参加資格要件	入札時に次の要件をすべて満たす者とする。ただし、入札時までに入札参加資格を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
		・福島県内又は福島県に隣接する県内に本社や支店、営業所などの営業拠点を有すること
		・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
		・川俣方部衛生処理組合において指名停止期間中でないこと
		・過去2年以内に同種又は類似の業務実績があること
		・会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく再生手続き中の者でないこと
		・国税等の滞納がないこと
9	入札参加申込	
	提出書類	(1) 条件付一般競争入札参加資格申請書
		(2) 川俣方部衛生処理組合に令和7・8年度入札参加資格審査申請をしていない者にあつては、次の書類を提出すること。 ・会社の沿革 (沿革を確認できる資料を提出できる場合は、当該資料で代用可)

		・従業員名簿 (従業員数を確認できる資料を提出できる場合は、当該資料で代用可) ・商業登記簿謄本又は商業登記事項証明書の写し (発行後3か月以内のもの。事業主が個人の場合は身分証明書等の写しを提出すること) ・営業所等一覧表 ・委任状及び委任関係一覧表 (委任関係がある場合には、委任状と共に委任関係一覧表を提出すること) ・消費税及び地方消費税、法人税又は所得税の納税証明書又は写し (管轄税務署による納税証明書その3、その3の2又はその3の3。発行後3か月以内のもの) ・市町村税の納税証明書又はその写し (市町村税(市町村民税、固定資産税、軽自動車税)の納税証明書又は「未納がない」という証明。委任関係がある場合は、委任元及び委任先双方の納税証明書を提出。発行後3か月以内のもの)
	提出方法	書類の持参とする。
	提出先	960-1401 福島県伊達郡川俣町飯坂字下戸山9-4 川俣方部衛生処理組合 電話：024-565-2720 FAX：024-563-5171 メール：kawa-ei@khaki.plala.or.jp
	申込受付期間	本公告日から令和7年7月16日(水)午後5時00分まで ※期間中の受付時間は、平日午前8時30分から午後5時00分まで。
10	設計図書(設計書、仕様書等)の閲覧	
	閲覧場所	入札参加申込提出先に同じ
	閲覧期間	本公告日から令和7年7月23日(水)午後5時00分まで ※期間中の受付時間は、平日午前8時30分から午後5時00分まで。
	設計図書に関する質問	設計図書の内容に質問がある場合は、設計図書に関する質問書に必要事項を記入して持参、FAX、メール等の方法で入札参加申込提出先に送付すること。なお、送付後は確認のため必ず電話連絡をすること。
	設計図書に関する質問への回答	設計図書に関する質問書に対する回答は、質問書が提出された方法で質問者に対して回答する。また、質問内容及び回答内容は質問者が識別できる情報を除き、当組合ホームページにも掲載する。
	質問書受付期限	令和7年7月23日(水)午後5時00分まで
11	入札参加資格の決定	令和7年7月18日(金)までに電話により通知し、合わせて資格審査結果通知書を発送する。

12	入札参加資格の無いとされた者に対する理由の説明	
	説明の請求方法	入札参加資格が無いと認められた者は、参加資格が無いことに対する理由説明を書面（任意様式）により行うことができる。
	説明請求の期限	令和7年7月23日（水）午後5時00分まで
	請求に対する回答	令和7年7月25日（金）午後5時00分までに書面で回答する。
13	入札	
	入札の形式	入札書投函方式 （資格審査結果通知書を持参して指定時間までに集合し、会場の指示に従うこと。）
	提出書類	(1)入札書 (2)委任状（代理人を立てる場合に提出）
	入札日時	令和7年7月29日（火）午前11時00分
	入札場所	川俣方部衛生処理組合 会議室
	入札の回数	再度入札を含めて2回までとする。
	入札保証金	川俣町財務規則第114条に準じて入札保証金を納付すること。ただし、同規則第115条に規定する減免に該当する場合を除く。
	入札書に記載する金額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	その他入札に関すること	川俣町競争入札心得に準じる。
14	契約事項	
	契約の確定	落札後は川俣町財務規則及び川俣町工事請負契約約款に準じて契約を締結する。
	契約保証金	契約を締結しようとする者は、川俣町財務規則第97条に準じて契約保証金を納付すること。ただし、同規則第98条に規定する減免に該当する場合を除く。
15	前払金の支払い	無し
16	その他	本件公告に記載する内容のほか、関係する法令及び川俣町の入札・契約関係規程に基づく制度等について熟知のうえ入札に参加すること。